

第88回青森県森林審議会

議 事 録

日時：令和5年12月19日（火） 13時30分～15時40分
場所：ウェディングプラザアラスカ3階「エメラルド」（青森市）

1 議 事

(1) 審議事項

下北地域森林計画（案）

三八上北・東青・津軽地域森林計画変更計画（案）

(2) 協議事項

次期青森県基本計画に基づく農林水産分野のアクションプランの概要（案）（林業分野）

(3) 報告事項

森林・林業施策の取組

2 出席委員（11名・五十音順）

- ・ 伊藤 幸男 委員
- ・ 大宮 千恵子 委員
- ・ 大山 慎司 委員
- ・ 小又 勉 委員
- ・ 今 亜 由子 委員
- ・ 齋 藤 渉 委員
- ・ 下久保 仁志 委員
- ・ 須 藤 廣明 委員
- ・ 坪 栄子 委員
- ・ 宮 川 貴子 委員
- ・ 村 上 卓也 委員

3 県側出席者

- ・ 小谷副知事
- ・ 及川農林水産部次長
- ・ 工藤林政課長
- ・ 佐藤団体経営改善課長
- ・ 逢坂林業研究所長
- ・ 毛内林政課課長代理
- ・ 林政課各グループマネージャー、林産振興グループサブマネージャー

4 関係機関出席者

- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター 逢坂林業研究所長
- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所 上野森林資源部長
- ・ 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所 室谷森林環境部長

5 議長選出

青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定により、齋藤会長が議長となる。

6 議事録署名者選出

議長が須藤委員と下久保委員を指名。

7 森林審議会答申

原案のとおり決定されるのが適当である。

8 審議経過

別紙のとおり。

別紙 審議経過

発言者	発言内容
司会	<p>それでは、ただいまから、第88回青森県森林審議会を開催いたします。開会にあたりまして知事の挨拶がございます。</p>
小谷副知事	<p>皆さんこんにちは。副知事の小谷でございます。本日、宮下知事が公務所用のため出席することができません。知事より挨拶を預かって参りましたので、私の方で代読をさせていただきたいと存じます。</p> <p>本日は年末のお忙しい中、第88回青森県森林審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から本県の森林・林業行政の推進はもとより、県政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本審議会委員の下久保仁志様が専務取締役を務めておられます有限会社下久保林業様が、第62回農林水産祭林産部門において、日本農林漁業振興会会長賞を受賞されました。受賞された有限会社下久保林業様に心からお祝いを申し上げます。</p> <p>さて、近年の本県林業を取り巻く環境は、いわゆるウッドショックなどの不安定要因に加え、燃油や資材価格の高騰に伴う生産経費の増大や、住宅着工件数の減少に伴う木材需要の減退など、厳しい状況に直面しております。</p> <p>このため県では、作業の効率化を図る高性能林業機械やバイオマス発電用の木材チップを製造する移動式チップー等の導入支援のほか、国内外の木材加工施設に原木を海上輸送する際に生じるかかり増し経費の支援などにスピード感を持って取り組んでいるところでございます。</p> <p>こうした中、県では先般、令和6年度からの県政運営の基本方針となる「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定いたしました。この計画では、2040年における本県の「めざす姿」を、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」とし、「AX (Aomori Transformation)」～青森大変革～の基本理念の下、「挑戦」、「対話」、「DX」の三つを基礎として、新しい青森県づくりを進めていくこととしております。</p> <p>県民の豊かな暮らしや本県の貴重な自然環境を守っていくためには、「伐って使ってまた植える」循環型の林業を確立し、森林の多面的機能を維持・向上させることが必要です。</p> <p>このため、再生林などの森林整備による温室効果ガス吸収源対策の促進や、スマート林業による生産性と所得の向上、住宅や公共建築物、民間商業施設等への積極的な県産材の利用促進などに取り組んでいくこととしておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は、「下北地域森林計画」や「三八上北・東青・津軽地域森林計画変更計画」について御審議いただくほか、次期青森県基本計画に基づく農</p>

	<p>林水産政策における林業分野の方向性について御協議いただくこととしております。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの専門的な立場や経験から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。</p> <p>令和5年12月19日</p> <p>青森県知事宮下宗一郎、代読でございます。</p> <p>皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
司 会	<p>本日の審議会は、12名の委員のうち、11名の出席をいただいております。よって、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、今年度は1名、委員の委嘱替えをさせていただきましたので、皆様に御報告、御紹介させていただきます。青森県町村会会長の小又勉委員です。</p>
小又委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
司 会	<p>続きまして、県側の出席者を紹介いたします。</p> <p>先ほどご挨拶申し上げました小谷副知事でございます。</p> <p>農林水産部次長の及川です。</p> <p>林政課長の工藤です。</p> <p>団体経営改善課長の佐藤です。</p> <p>地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所長の逢坂です。</p>
司 会	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会の会長が議長を務めることとなっております。</p> <p>このため、斎藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長の斎藤でございます。暫時、議長を務めさせていただくという前にちょっとだけご挨拶をさせていただきます。</p> <p>木材業界が非常に低迷し始めていると、住宅の関連が非常に調子悪いというふうなことをここ1年聞いております。その2、3年前からウッドショックと言われて非常に華やいた、木材の未来を見るような、いよいよ国産材の時代が来たぞというふうなことを言われておりました。木材業界、ほとんどが非常に上向きの調子で見えていた。それが2年の間にここまで落ち込むのかというぐらいですね、ヒノキは倍に上がった価格が、もうほぼ元に戻ったような、スギも戻ったような、そんな感じになっております。木材を取り巻く産業というのは、非常にスパンが短いというふうなことは、これまでも何回か経験してきたことではないかというふうに思っております。それに対しまして、この木材の産業というのは比較的數量で判断されておまして、青森県も伐採の量は以前に比べ、倍以上になってるかと思います。産業としては非常に活性化されたという評価だろうなというふうに思っておりますが、実質、再生林がなかなか進まないとかですね、</p>

	<p>いろいろな問題があります。</p> <p>そしてまた木材を扱うこの産業というのが非常に短いスパンで動いているのに対して、林業というのは、50年、100年、150年という長いスパンのものを扱わなければならないという、ちょっとした矛盾を含んでいるというふうなことがあるかと思えます。</p> <p>この審議会、青森県の行政のやり方そういったものにいろいろな意見を言うていただくというふうなことが目的でございます。そして何とかこの森林県青森というふうなものの基礎固めに、ぜひとも貢献したいなというふうに考えておりますので、忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名者を決めたいというふうに思いますが、前例に従いまして、議長から指名をしてよろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なしとの声】
議長	<p>異議なしということでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは須藤委員と下久保委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の案件のうち、審議事項は下北地域森林計画（案）と三八上北・東青・津軽地域森林計画変更計画（案）となります。</p> <p>はじめに知事から審議会に対して諮問をお願い申し上げます。</p>
小谷副知事 ↓ 齋藤会長	<p>諮問書</p> <p>森林法第6条第3項の規定により、別添下北地域森林計画（案）及び三八上北・東青・津軽地域森林計画変更計画（案）について、貴会の意見を求めます。</p> <p>青森県森林審議会会長 齋藤涉殿 青森県知事 宮下宗一郎 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	小谷副知事につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。
小谷副知事	どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは審議事項について事務局から説明をお願いします。
工藤課長	<p>それでは私からお手元の資料1及び資料3について説明させていただきます。</p> <p>まず資料の1、下北地域森林計画でございます。</p> <p>今回樹立します地域森林計画の計画期間ですけれども令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間となります。めくっていただきまして、1ページの方をご覧ください。</p> <p>まず、森林計画制度の概要について説明いたします。</p> <p>今回お諮りする地域森林計画ですが、国の定める全国森林計画に即し</p>

て、民有林について知事が森林法に基づいて5年ごとに10年を1期として、森林関連施策の方向や施策の基準、目標等を定める計画です。

また、森林計画区ごとに森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林の施業や条件整備などの指針、基準を明示しておりまして、市町村が策定する市町村森林整備計画の規範となる計画でもあります。

2ページをご覧ください。

ご覧の体系図のとおり地域森林計画、赤字で書いておりますけれども、これは森林・林業基本法や森林法に基づき、体系化されている計画でございます。今年度は国の政策の方向や目標を示す新たな全国森林計画が10月に閣議決定されました。これに伴いまして、県は地域森林計画に、市町村は市町村森林整備計画に必要な事項を反映させることとしています。

3ページをご覧ください。

新たな全国森林計画と地域森林計画の概要についてご説明いたします。

まず、全国森林計画の概要ですけれども、上の四角で囲われているところ、現行の計画以降に生じた情勢の変化や新たな施策の導入を踏まえて、盛土等の安全対策の適切な実施、木材合法性確認の取組の強化、花粉症発生源対策の加速化、林業労働力の確保の促進、高度な森林資源情報の整備・活用などの記述が新たに盛り込まれ、併せて計画量の見直しも行われました。これに即しまして、下の方にありますように、地域森林計画に必要な内容を盛り込んでいるところでございます。

また、変更された全国森林計画に即して地域森林計画の伐採立木材積及び造林面積の計画量などについても見直しを行います。

4ページをご覧ください。

ここからは下北地域森林計画について説明いたします。

本県は、東青、津軽、下北、三八上北の四つの森林計画区から成り立っております。今年度は下北森林計画区が樹立の年度となっております。

下北森林計画区の総面積は、14万2,000ヘクタールで、県土面積の約15パーセントを占めています。

5ページをご覧ください。

森林面積は、民有林・国有林合わせて約11万8,000ヘクタールございまして、左のグラフのとおり、県内の森林面積の約19パーセントを占めております。

また、民有林の面積は、右のグラフのとおり全体の27パーセントで、国有林の割合が非常に高い地域となっております。

6ページをご覧ください。

こちらに計画の対象となる森林面積を示しておりますけれども、民有林面積は表のとおり約3万2,000ヘクタールとなっております。

7ページをご覧ください。

民有林の森林資源についてです。グラフは樹種別の面積を、県全体、左

側が県全体ですね、右側が下北の計画で、比較したものでございます。

本計画区においては、民有林面積のうちスギ、アカマツ、クロマツなどの針葉樹が58パーセントを占めております。樹種の構成については、県全体とほぼ同様の傾向を示しております。また、植栽にヒバを選定する割合が比較的高い地域でございまして、県全体と比べると、ヒバの面積割合が若干高いと、一方でアカマツであるとか、カラマツの割合が低くなっているというところでございます。

8ページをご覧ください。

人工林の齢級の構成についてです。これ、左側が青森県全体、右側が下北ですけれども、県全体では12齢級をピークに山型の形状を示しておりますけれども、本計画区は、10、11、12、13齢級、いわゆる46年生から65年生までの間、平らな形状となっております。これ、左側の県全体はアカマツの資源量、青いグラフが上に乗っかっているんですけれども、下北はアカマツが少ないということで、県全体でいうスギの齢級構成と同じような傾向となっているところでございます。

次に9ページをご覧ください。

計画の樹立に当たっての基本的な考え方についてです。

まず、現状と課題でございまして、一つ目は、森林機能に対する県民ニーズの高まりへの方策です。水源の涵養であるとか、山地災害の防止などに対する県民のニーズというものはますます高くなっていることから、適正な施業の実施が必要となっております。二つ目は利用期を迎えた森林資源の活用の推進です。スギを主体とする人工林資源は本格的な利用期を迎えておりまして、こうした中で、大型木材加工施設等の木材需要に対応するため、安定供給体制の一層の強化が必要というところでございます。三つ目は再造林の推進です。主伐面積が増加傾向にある一方で、再造林率は低迷しているので、低コスト再造林技術を普及して、積極的に再造林を進めることが必要と、このような現状と課題を踏まえまして、また、これまでの実績や今後の動向等を勘案しながら、森林の整備や保全に関する基本的な事項、また、それに基づく伐採立木材積、造林面積等の具体的な計画量について定めるものでございます。

10ページをご覧ください。

具体の計画事項について説明させていただきます。

一つ目が森林の整備及び保全に関する基本的な事項でございまして。

これについては、森林の多面的機能を発揮させるため、森林整備に当たっては、表にあります機能ごとの望ましい森林の姿を目標として、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持・造成を推進することとしているところでございます。

11ページをご覧ください。

二つ目は、森林の整備に関する事項についてです。

まず（１）森林の伐採に関する事項です。

一つ目が花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植え替えを推進します。次に集材については、国が作成した主伐時における伐採搬出指針を踏まえ、現地に適した方法で実施することとします。

また、主伐時期の指標となる標準伐期齢は右下の表のとおり、スギは45年、クロマツ、アカマツ、カラマツは40年、その他針葉樹は55年としております。

また、広葉樹については、県内におけるキノコ原木の安定的な供給を確保するため、キノコ原木用を20年とし、それ以外の広葉樹は30年としています。

12ページをご覧ください。

（２）として、造林に関する事項です。

人工造林をすべき対象樹種の選定にあたっては、適地適木を基本とします。植える樹種については、ヒバや広葉樹などの多様な樹種を造林するほか、花粉の少ない苗木の供給体制の整備も進めたいと思っております。

また、コンテナ内の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などによる低コスト再造林を推進します。

天然更新については、郷土樹種であって、将来その林分において的確な更新が可能である高木性の樹種とするとともに、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとします。

13ページをご覧ください。

（３）間伐及び保育に関する事項です。

間伐の実施に当たっては、これまでの間伐の方法を勘案しつつ適切な伐採率によるとともに施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

また、下刈り・除伐については、森林の状況に応じて、適時適切な方法で実施することとします。

14ページをご覧ください。

（４）の公益的機能別施業森林等の整備に関してです。

森林の有する公益的機能や、木材生産機能の維持増進を図るための森林、作業すべき森林の区域については、市町村が設定することとなっております。この設定の基準や施業の方法について、例えば、水源涵養機能維持増進森林の場合は、水源かん養保安林やダムが集水区域等の周辺の森林を設定することとし、伐期の長期化を図るなど、機能ごとに示しております。

15ページをご覧ください。

（５）林道の開設数に関してです。

路網につきましては、一般車両の走行を想定する林道、主として森林施

業用の車両の走行を想定する林業専用道、それから林業機械の走行を想定する森林作業道からなるものとし、傾斜や事業量のまとまりなど、地域の特性に応じて推進することとします。そのため、基本的な考え方を、傾斜区分に応じて左下の表のように設定しております。16 ページをご覧ください。

作業の合理化についてです。

ここでは①から④についてご説明いたします。

まず、①の森林の経営の受託等による森林経営規模の拡大に関する方針についてですが、森林組合等に対する経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進するとともに、航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報により、森林経営受委託の方を推進していきます。

次に②の森林経営管理制度の活用に関する方針ですが、経営管理が行われていない森林について、市町村が中心的な役割を担い、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進します。この仕組みを促進するため、県は市町村を支援し、制度の活用に努めることとします。

17 ページをご覧ください。

③の林業に従事する者の養成及び確保に関する方針ですが、本県が定める青森県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画を踏まえ、若年層や女性等多様な人材の就業を促進するとともに、就業前に森林・林業の基礎的技術や知識を習得させるための青い森林業アカデミーを実施します。

最後に④の林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針ですが、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、品質や性能が明確な木材製品を低コストで安定的に供給できる加工機械などの整備を推進します。

また、法律に基づき木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進します。

18 ページをご覧ください。

大きな三つ目、森林の保全に関する事項です。

土地の形質の変更に当たって留意すべき事項ということで太陽光発電設備の設置に係る許可を要する面積の引き下げや、適切な防災施設の設置など、林地開発許可の基準を適切に運用することとします。また、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき指定する森林の土地においては、制度を適切に運用することとします。

19 ページをご覧ください。

四つ目としまして、前期計画、現行計画のですね、実行評価及び次期計画の計画量でございます。具体的な説明の前に計画期間の考え方について説明いたします。

右下のところに図がございますけれども、計画期間の考え方ということ

で、10年を1期とする地域森林計画の前半の5年間を前期計画、後半の5年間を後期計画としております。今回の計画量の説明の対象となりますのは、前回樹立しました現行計画と今回作成します次期計画のうちの前期計画の部分が対象となります。

左下の棒グラフの見方につきましては、オレンジ色が現行計画、紫色が現行計画の実績の量、緑色が次期計画の量となっております。

それでは(1)の伐採立木材積について説明します。主伐・間伐の実績につきましては、現行計画における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積の実行率は全体で143パーセントとなっております。うち主伐は249パーセント、間伐は58パーセントでした。主伐については、人工林資源の充実であるとか原木需要の増加により計画を上回ったものと考えております。一方、間伐は、集約化の方が進まずに計画を下回ったものと考えてます。

次期計画の考え方につきましては、大型の木材加工施設の木材需要や県産材の利用拡大などを踏まえまして、主伐・間伐を合わせた伐採立木材積を現行計画と比較しますと27パーセント増で計画しております。

20ページをご覧ください。

(2)として、人工造林及び天然更新別の造林面積でございます。造林の実績ですけれども、現行計画における人工造林の実行率は22パーセント、天然更新は11パーセントでした。要因としましては、人工造林は長期にわたる木材価格の低迷により森林所有者が造林に再投資できなかったことなどから計画を下回ったと考えています。天然更新については、周辺からの種子供給が少なかったことなどの現地の条件によって天然更新が完了せずに計画を下回ったものと考えております。

次期計画は人工造林については、伐採を増加させる計画であることや造林未済地の増加を考慮しまして、現行の計画と比較して45パーセント増、天然更新は91パーセント増で計画しています。21ページをご覧ください。

(3)林道の開設または拡張に関する計画です。林道の開設の実績ですけれども、現行計画における林道の新設、それから舗装の実績はございませんでした。要因としましては、事業実施主体である市町村の財政事情によるもの、また、森林所有者の経営意欲の低下等により開設の要望が減少し、計画を下回ったものと考えてます。

次期計画においては林道を取り巻く環境が厳しい状況を考慮しつつも、施業の集約化や森林の適切な管理を進める上での必要性を鑑み、前期計画と比較して同量の数値を計画しております。

22ページをご覧ください。

(4)保安林整備及び治山事業に関する計画についてです。現行計画における保安林整備の面積の達成率は99パーセントでございました。また、

治山事業の施工箇所の実行率は75パーセントでした。治山事業につきましては、災害発生箇所を優先して整備したことなどから計画を下回ったものと考えています。

次期計画の考え方としましては、保安林整備につきましては、引き続き保安林の指定を推進し、森林の保全を確保していくため、総数において、現行計画と比較し、1パーセント増で計画します。内容につきましては、被災箇所の復旧や森林整備を通じた県土の保全等を引き続き進めていくことが必要でございますので、15か所を計画します。

以上駆け足でございましたけれども下北地域森林計画の案についての説明を終わらせていただきます。

次に資料3の方に移りたいと思います。

三八上北・東青・津軽地域森林計画の変更計画の概要でございます。

また、めくっていただいでですね1ページをご覧いただければと思います。

この計画の変更の理由でございますけれども、大きく理由が四つございます。

一つ目ですけれども、林地開発許可を受けた開発行為の完了に伴いまして、開発している区域が、地域森林計画の対象森林から除外されたことにより、森林面積の減少が生じたものでございます。

それから理由の2、3ですけれども、先ほど下北地域の森林計画の説明でもご説明したとおり、全国森林計画に即して必要な事項、それから伐採立木材積及び造林面積について計画量を見直すものでございます。

また理由の4としまして、林道計画の一部変更をする必要が生じたためということでございます。

それでは2ページをご覧ください。

まず一つ目として、計画の対象となる森林の区域についてでございます。三八上北森林計画の左の下の表でございましてけれども、6.78ヘクタール減少、また津軽の森林計画、右の表でございましてけれども、3.95ヘクタールということで、いずれも林地開発行為の完了に伴い、地域森林計画対象森林から除外されたことにより、面積が減少したというところでございます。

次に3ページをご覧ください。

3ページと4ページにあります、第3森林の整備に関する事項、それから5ページにございます、第4の森林の保全に関する事項、これの内容につきましては、先ほど説明いたしました下北地域森林計画の内容と同様となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に6ページをお開きください。

計画量でございます。こちら、全国森林計画に即しまして各森林計画の伐採立木材積及び造林面積について、計画数量の見直しを行ったもので

	<p>す。伐採立木材積でございますけれども、変更前の計画と比較しますと、三八上北と東青の森林計画については減少、それから津軽の森林計画については増加ということになっております。</p> <p>次に7ページをご覧ください。</p> <p>造林面積の計画量でございますけれども、人工造林につきましては、三つの計画全てで増加、天然更新については、東青の森林計画はほぼ増減なしで、三八上北と津軽の森林計画については増という形で計画しております。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>最後になりますけれども、林道の開設・改良に関する事項でございますけれども、三八上北森林計画の新郷村におきまして、林道の開設1路線が追加となっております。</p> <p>以上で変更計画案の概要について説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>下北地域森林計画(案)と三八上北・東青・津軽地域の変更(案)でございました。</p> <p>ご意見・ご質問ある方いらっしゃいますか。</p>
下久保委員	<p>資料3のですね、第6計画量等っていうところなんですけれども、伐採立木材積や造林面積の数量が計画されておりますが、区域ごとに計画数量が増となったり、減となったりしておりますがこれはどのような考え方で計画決定したのか教えていただければなと思います。</p>
森林計画 GM	<p>お答えいたします。</p> <p>林政課森林計画グループマネージャーの関口と申します。</p> <p>国が定める全国森林計画では、全国44の広域流域ごとに森林の整備の保全の目標を定め、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積に係る15年間の計画数量を定めて、この計画数量を全国の広域流域ごとに配分して示してございます。</p> <p>資料4の次に補足資料というものが付いておりますのでご覧ください。右上に補足資料と書かれた1枚紙でございます。よろしいでしょうか。これが全国森林計画及び広域流域別の計画量となっております。一番上が全国の数値でございます。</p> <p>まず、伐採立木材積に関しては、総数とすれば7パーセントほど増、主伐に関しては、38パーセント増で、間伐に関しては21パーセント減と、それから造林に関しては、人工造林が35パーセント増、天然更新が39パーセント増となっております。</p> <p>これが広域流域ごとに配分されておきまして、その下が青森県岩木川流域と馬淵川流域を合計したもの、その下が岩木川流域、これは津軽森林計画区と東青森林計画区が含まれているエリアでございます。そこに関しては、伐採については増減ゼロで、主伐は54パーセント増で、間伐につき</p>

ましては 35 パーセント減と、それから造林に関しては 44 パーセント増で、天然更新が 56 パーセント増、その下が馬淵川流域、これは下北森林計画区と三八上北森林計画区が含まれているエリアでございます。これにつきましては、伐採については全体で 18 パーセント増、主伐に関しては 84 パーセント増で、間伐に関しては 36 パーセント減と、それから造林面積の人工造林につきましては、70 パーセント増、天然更新につきましては 87 パーセント増ということで、大雑把に申し上げますと、主伐は増やして、間伐を減らすというような計画、それで主伐が増えると造林面積が増えますので、その造林について、人工造林についても天然更新についても増える計画となっているということでございます。

本県では、津軽森林計画区及び東青森林計画区を含む岩木川流域と下北森林計画区及び三八上北森林計画区を含む馬淵川流域の二つの広域流域があって、それぞれについて全国森林計画に即して、伐採立木材積、それから造林面積を計画しているものでございます。

それでは資料 1 の 19 ページをご覧ください。

右下の伐採計画及び実績について説明させていただきます。

まず伐採立木材積についてですが、右側の主伐につきましては、全国森林計画の計画量が増となっていること、それから実行率が非常に高かったことを受けて、計画量は大幅に増といたしました。それから、間伐につきましては、全国森林計画の計画量が減ということを受けて、計画量は減といたしまして、全体として 27 パーセントほど増というような計画としております。

次に 20 ページをご覧ください。

造林面積につきましては、人工造林面積の増につきましては、全国森林計画の計画量の増を受けて、計画量を増といたしました。それから右側の天然更新につきましては、全国森林計画の計画量の増を受けて、これにつきましても計画量増といたしました。

なお、天然更新については、実行率は低水準だったということを受けまして、これは更新が遅れているものがあるというような想定をいたしまして、次期計画で天然更新が非常に多く出てくるだろうということを想定いたしました。増の幅は多めといたしております。

それでは資料 3 の 6 ページをご覧ください。

まず、津軽森林計画について説明させていただきます。グラフの構成ですけれども、真ん中の黄色が変更前の計画数量、それから右側の緑が変更後の計画量で、参考として、左側に紫で前計画の前期 5 年間の実績を示しました。例えば、津軽の森林計画でいえば、計画は令和 4 年から 10 年計画ですので、前期計画の 5 年間、平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 5 年間の実績となります。

まず、伐採立木材積につきましては、主伐は全国森林計画の計画量増を

受けて、計画量増とし、間伐は同様に全国森林計画の計画量減を受けて計画量減といたしました。

7ページの方の造林面積の津軽森林計画についてです。造林面積について、人工造林は、全国森林計画の計画量増を受けて、計画量も増といたしました。それから、天然更新につきましても、全国森林計画の増を受けて増といたしました。天然更新の変更前の計画量が同じ岩木川流域である東青森林計画、ここでいうと右上の方の東青森林計画であるその変更前の計画量に比べて、非常に、著しく低かったということがありまして、バランスを考慮いたしまして増の幅は大きいものといたしました。

それからまた6ページに戻っていただいて、今度は東青森林計画について説明させていただきます。

まず、伐採立木材積につきまして、主伐は全国森林計画の計画量増を受けて、計画量も増といたしました。それから、前計画の実績が他の計画の実績に比べて非常に低かったものですから、増の幅は小さめといたしました。また、間伐については全国森林計画の計画量減を受けて、計画量も減ということにいたしました。それから、7ページの造林面積に関する東青森林計画についてですけれども、造林面積については、人工造林は全国森林計画の増を受けて、計画量も増といたしました。それから天然更新につきましても、先ほどと同じように、同じ岩木川流域である津軽森林計画の変更前の計画量が東青森林計画に比べて非常に低かったのでバランスを考慮して、増の幅は微増ということにいたしました。

それから、6ページの三八上北森林計画について説明させていただきます。伐採立木材積については、主伐は縦軸の目盛からもわかるとおりですね、前計画の実績が計画量に比べて非常に大きかったと、他の目盛は500とか600などというオーダーなんです。三八上北の目盛につきましても、2,000から2,500というような目盛になっておりまして、実績が著しく大きかったということで、全国森林計画の計画量は増になっているものの、三八上北地域の森林資源の保続の見地から、計画量を変更前と同水準といたしました。間伐については、全国森林計画の計画量の減を受けて、計画量も減としており、全体の伐採立木材積としましては、3パーセントほどの減ということになりました。それから7ページの造林面積につきましても、人工造林は、全国森林計画を受けて増とし、それから天然更新も同様の理由で増といたしましたものです。

議長	下久保委員、よろしいですか。
下久保委員	はい、ありがとうございます。 今のお答えですけれども、我々を取り巻く三八上北地区の伐採立木材積について、事業量が減少するという説明がございましたが、我々素材生産業者に与える影響といったものは何か発生するのでしょうか。

森林計画 GM	お答えします。当該計画は全国森林計画の森林整備及び保全の目標の実現を図るために広域流域ごとに示された計画量ですが、事業体の林業活動の制限や抑制をするものではございません。
下久保委員	ありがとうございました。
議長	はい、ありがとうございました。 ちょっと長くなりましたが、その他にご質問・ご意見ございますか。
大山委員	ちょっとわからなかったので教えていただきたいのですが、資料 1 の 11 ページのところで、立木の標準伐期齢っていうことで、木の年数によって、この伐採をする時期っていうところが決まっているということが書かれていまして、上の行にも理由が書いてありますが、これはわかりやすく言うと 45 年経つと、径とかが何センチになるから、それが最も適しているというような表現なのかっていうところを教えていただければなというふうに思って、質問でした。
森林計画 GM	はい、お答えいたします。 この標準伐期齢というのは、各林齢のときの材積を林齢で割った数が最大になる林齢を示しております。
大山委員	今のお答えだと、平均値ってというような感じなのでしょうか。すみません、そういう意味合いだったんでしょうか。
森林計画 GM	平均値ということではなく、毎年成長していくのですけれども、材積をそのときの林齢で割った数というのがだんだん上がっていくのですが、ある時から、下降に転じます。そのピークになる林齢がスギで 45 年、マツでいえば 40 年ということになるということです。
及川次長	ちょっといいですか、議長。
議長	はい、どうぞ。
及川次長	大雑把なイメージとしては、伐り時の林齢がこれだということですので、私ども役所として伐採に制限をかける場合があります。そういった場合に、例えばスギであれば 45 年ですが、ある人が 20 年で伐りたいといった場合、そういった場合はやはりお断りすると、できないということになりますので、標準伐期齢は伐り時の目安、保安林の場合は絶対これより上でなければいけないんですけれども、普通林の場合は、大体の伐り時の目安ということで考えていただければよろしいかと思えます。
大山委員	はい、ありがとうございました。理解しました。
議長	はい、ありがとうございました。 その他どなたかございますか。なければ、一応これで終わらせていただきます。それではこれからですね、諮問事項に対する答申について委員で協議をしたいと思えますので、委員以外の方は協議が終了するまで退席をお願いいたします。 【事務局退席】 → 【委員答申協議】 → 【事務局入室】

議 長	<p>それでは議事を再開いたします。</p> <p>答申書ができましたので知事に対して答申書をお渡ししたいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
齋藤会長 ↓ 及川次長	<p>下北地域森林計画（案）及び三八上北・東青・津軽森林計画地域変更計画（案）について、令和5年12月19日付けで諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。</p> <p>原案のとおり決定されるのが適当である。</p> <p>青森県知事 宮下宗一郎殿 青森県森林審議会会長 齋藤 渉</p>
議 長	<p>それでは次、（2）の協議事項に入ります。</p> <p>事務局からご説明をお願いします。</p>
工藤課長	<p>はい、それでは、資料の5と資料の6の方を御準備いただければと思います。</p> <p>次期青森県基本計画に基づく農林水産分野のアクションプランの概要について説明いたしますけれども、この次期青森県基本計画についても簡単に説明させていただきたいと思えます。</p> <p>資料の5でございます。</p> <p>「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋～よりそい、未来へつなぐ～」でございます、12月に決定しております。</p> <p>1枚めくっていただきまして1ページをご覧ください。</p> <p>この基本計画、六つのポイントがございます。一つ目が、県の人口が100万人を下回って、高齢化率がピークを迎える2040年を見据えまして、時代の潮流や今後の展望等を踏まえた「めざす姿」というものを設定するものです。二つ目としまして、AX（Aomori Transformation）～青森大変革～を基本理念としまして、本県の抱える様々な課題に立ち向かい、新しい青森県づくりのための大きな一歩を踏み出す計画と、三つ目が「挑戦」、「対話」、「DX」を基本理念でありますAX（Aomori Transformation）の基盤として位置づけると、四つ目ですけれども、めざす姿を七つの政策テーマ、しごと、健康、こども、環境、交流、地域社会、社会資本に分類しまして、それぞれに政策・施策を設定します。五つ目としましては、めざす姿の実現に向けて、特に重要で必要不可欠なキーワードとしまして、政策テーマごとに「将来を拓く鍵」を設定すると、六つ目としましては、機動的に事業立案ができるよう、マネジメントサイクルを展開し、毎年度、取組の重点化の基本方針を策定するという、六つのポイントとなっております。</p> <p>期間はですね、5年間ということになっております。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>計画の基本理念ですけれども、「世間に漂っている閉塞感を打破し、県民の不安を取り払い、未来に向かって進んでいくこと」、「時代の流れや世</p>

界情勢に的確に対応した新しい手法を積極的に取り入れ、進化に向けて挑戦していくこと」、「負のイメージを転換し、青森県の持つ価値や魅力を世界に向けて発信していくこと」、この三つが重要と考え、「Aomori Transformation」～青森大変革～というものを理念としたというところでございます。変化を受け入れて、変化への行動を起こすため、「挑戦」、「対話」、「DX」をAXの基盤として位置付けるということでございます。

5ページの方をご覧ください。

青森県の人口の推移の予測でございますけれども、2040年には100万人を下回るということが予想されておりました、立ち向かうべき課題としましては、所得の状況が低水準というところでございますので、その所得の向上というのが大きな課題ということです。6ページでございますけれども、2040年のめざす姿としまして、人口減少の大きな要因は、若い世代の県外流出とこれに伴う少子化とされており、人口減少に伴う課題を乗り越え、美しい自然や文化を背景とした豊かな暮らしなど、本県の有する価値を次の世代に伝えていくためには、1人でも多くの若者が青森県で人生を送ることに多様な可能性を見出し、ここで暮らしたいと思える魅力ある青森県にしていくことが最も重要であるということで、めざす姿を、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」、こういう姿を目指すということにしております。

7ページをご覧ください。

このめざす姿の実現に向けて、七つの政策テーマという形で分類しております。しごと、健康、こども、環境、交流、地域社会、社会資本ということで、林業分野においては、この「しごと」の分野、それから「環境」のところに様々な政策を展開していくこととしているところでございます。

以上が基本計画の簡単な説明になりまして、この基本計画に基づいて農林水産分野のアクションプランをこれから作っていくということになります。その概要について簡単に説明したいと思います。資料の6でございます。

アクションプランの概要ということで、これが林業分野の話になってきます。

1枚めくっていただきまして、このアクションプラン、政策パッケージという形で取りまとめしております、この基本的な考え方としましては、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋を推進する農林水産分野のアクションプランとして位置付けるということでございます。基本計画のうち、農林水産業に係る施策や取組内容について、品目であるとか、分野という形に着目しまして、特に重点的に取り組む内容をプロジェクトという形で整理しています。プロジェクトにつきましては、社会情勢の変化であるとか、事業のスクラップアンドビルドに応じて随時見直しを行うこと

としています。

期間につきましては、基本計画に合わせてというか、同様に、5年間です。2024年度から2028年度の5年間となっております。この政策パッケージの名称については、今後発表する予定となっております。

2ページに政策パッケージの構成案がございますけれども、序章で基本的な考え方を示し、第1章では現状と課題を整理し、第2章ではパッケージの展開の方向性、第3章では施策ごとのプロジェクトという形で取りまとめております。

今回はこの1章と3章の林業分野について説明したいと思います。3ページをご覧ください。

本県の森林・林業・木材産業の現状と課題ということで、1の(1)の再造林等森林整備の推進から、4の森林資源を活用した山村の振興まで、八つの項目で現状と課題というものを整理しております。

順に説明していきます。4ページをご覧ください。

一つ目、再造林等森林整備の推進に関する現状と課題ですけれども、伐採の方、進んでおりますけれども、再造林の割合は3割という状況です。これに対しまして、林業関係団体で構成します青い森づくり推進機構、また県と国の造林補助事業、それから県単事業などによりまして、再造林の取組を支援しております。今後これらを取組を着実に実施し、再造林割合を高めていくことが必要であると。

また、近年コンテナ苗の生産というものが増加していますが、基準に満たないということで出荷できない苗も多く発生しております。この出荷率の向上が必要であろうと。

また、国の方では花粉症対策に力を入れるということですが、花粉症対策のスギのほかにカラマツなどのスギ以外の苗木の増産が必要であるというふうに考えております。

次に5ページをご覧ください。

森林の保全に関する現状と課題でございます。全国的に災害の方は増加傾向にある中で、本県でも令和3年、4年と山地災害が発生しております。山地災害危険地区における計画的な治山施設の整備が必要となっております。

また、松くい虫被害、ナラ枯れ被害の方ですね、松くい虫被害は深浦町で継続しておりますし、ナラ枯れ被害については県内に広く拡大傾向がございます。これらの対策をしっかりと継続するほか、処理作業の効率化、省力化も必要だろうということです。

次に6ページをご覧ください。

(3) 社会全体での森づくりの現状です。県では企業さんの森林整備活動とかをサポートしております。令和5年3月末時点で、26団体が160ヘクタールの森林整備活動というものを実施しております。企業の意向に

よってはずね、長期的な森林経営を進めていくことも必要ではないかと、また、近年、様々な林業の作業を小規模かつマルチに行う林業ベンチャーの動きがございまして、これらベンチャー企業のフォローアップや新たな起業の後押しも必要ではないかと。また、緑の少年団というものがありますけれども、今後、少子化に伴って減少の方が懸念されておりました、子どもたちに森林・林業への関心を高めてもらうために、身近で親しみやすい活動の提案が必要ではないかと考えております。

次に7ページをご覧ください。

林業の生産性の向上に関する現状と課題でございまして。

高性能林業機械の方、近年です、導入の方どんどん進んでおりました、増加傾向にあります。一方で、伐採の現場の方はどんどん奥地化になっていくということが見込まれておりました、やはり路網の整備が必要だろうと。それには施工主体である市町村であるとか森林組合への技術的なサポートというものも必要ではないかというふうに考えております。

また、スマート林業でございましてけれども、これを地域で積極的に活用するような体制の整備が必要だろうと。また、その技術を実践し、普及・指導できる人財の育成というものも必要であろうと。こういう取組を通じて、林業就業者の所得の向上につなげなければならないというふうに考えているところです。

次に8ページをご覧ください。

林業労働力の育成・確保に関する現状と課題でございましてけれども、事業体へのアンケートによりまして多くの事業体で労働力が不足していると、しかし確保がなかなか難しい状況だと、さらに新規就業者の5年後定着率は4割程度ということで、非常に低位だということで、県では、林業アカデミーを開講しまして、基礎的知識や技術を習得することを支援しておりました、令和5年度は10名の研修生が研修に励んでおります。今後も、労働安全対策の強化、それから林業就業者の所得の向上というのが非常に重要であろうと考えております。

9ページをご覧ください。

木材製品の生産振興に関する現状と課題でございまして。LVL工場など県内の大型木材加工施設の方、順調に稼働しておりました、素材生産の量は10年前の約2倍という形で増加しております。一方で、近県、秋田県の方になりますけれども、新たな大型の加工施設の操業が予定されておりました、更なる生産性の向上、また原木の安定供給が必要になってくるというふうに考えています。また、建築基準法の改正などによりまして、住宅においても構造計算が求められるような状況になる可能性があるということで、また、民間商業施設等への県産材利用の拡大などを考えると、品質や性能の確かな木材の安定供給が必要になってくるのではないだろうか。

次に 10 ページでございます。

公共建築物や住宅等への利用促進に関する現状と課題ですけれども、県では、建築予定のある市町村長さんを訪問して、県産材の利用というものを要請してきております。また、本年 1 月に青い森県産材利用推進プランの方を改定しまして、県産材の利用の働きかけの対象を民間建築物も含めた建築物一般に拡充したところでございます。これまでの取組に加えまして、木造建築に精通した建築士の養成であるとか、市町村とか企業等建て主に対する理解の醸成が必要であろうと、また、県内の住宅ですけれども外材の使用割合が非常に高く、県産材の利用は 1 割程度というふうを考えておまして、県内の住宅市場においても県産材利用の流れを作って、地産地消を推進することが必要であろうというふう考えております。

11 ページをご覧ください。

現状と課題の最後になりますけれども、森林資源を活用した山村振興でございます。

令和 2 年に青森きくらげというものがデビューしましたけれども、順調に生産者・生産量とも増加傾向にあります。一方できくらげ以外のですね、栽培きのこにつきましては、減少傾向にあるという状況でございます。

また、きくらげにつきまして、形質の改善であるとか、通年栽培技術の確立なども求められております。

それから、全国的に国産漆の需要が高まっている中で、津軽塗などに使われず漆の安定的な確保が課題となっています。そのために、農地を有効活用してウルシ林を造成するための保育・更新技術の確立が必要であろうと。

また、近年、全国的に森林サービス産業というものの取組が拡大しております。中南部地域においては、ウォーキングであるとかサウナ、ヨガ体験などの森林サービス作業のモニタリングの方、実施しております。今後は他地域への普及が必要というふう考えております。

こういう形で第 1 章において現状と課題という形で整理しております。

次に 12 ページですけれども、第 2 章政策パッケージの展開の方向です。

政策パッケージにおきましては、農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて、基本計画の七つの政策テーマというものを集約しまして、販売力の強化、生産性の向上、人財の育成、農山漁村の振興、この四つの柱に整理して施策を展開することとしています。特徴としましては、品目、分野に着目した施策の体系、それから、数値目標を設定したプロジェクト、対話を重視した施策形成ということが特徴となっております。

13 ページをご覧ください。

品目・分野に着目した施策体系ということで、販売力、生産性向上、人財育成、農山漁村振興とありますけれども、林業については、この中の生産性向上、人財育成、農山漁村振興のところにぶら下がるような形で体系

の方を構築しております。販売力につきましては、ちょっと部がですね、農林水産部から離れるような形になりますので、林業は、この中に位置付けるといって形ではなくなっているところではございます。

次に 14 ページをご覧ください。

第 3 章として重点プロジェクト等について説明したいと思います。

林業分野における重点プロジェクトは生産性向上、人財育成、農山漁村づくりという中に、六つの重点プロジェクトを設定することとしております。15 ページから一つずつ説明していきたいと思っております。

まず、一つ目のプロジェクトですけれども、緑豊かな森林づくりによるCO₂吸収力の強化ということで、それぞれ数値目標の方を設定しまして、関係者の声としましては、立木価格が低迷して、なかなか経営意欲がわからないとか、SDGs に貢献するため森づくりに関わりたいという企業さんからの言葉とか、そういう声がございまして、挑戦する内容としましては、意欲のある林業事業者が行う森林の集約化や低コスト再造林に対する支援を行うこと、また、植林や育林活動に意欲的な企業等の森林経営の参画を促進すること、また、子どもたちへの森林環境教育の推進などに挑戦することとしております。

次に 16 ページをご覧ください。

二つ目のプロジェクトです。県土を守る森林環境の保全ということで、関係者の声としましては、山地災害危険地区の整備を早急に進めてほしい、松くい虫やナラ枯れ被害の拡大を防いでほしい、というような声がございまして。

ということで、挑戦する内容としましては、山地災害危険地区における計画的な治山施設整備の促進や、流域治水と連携した対策の実施、松くい虫やナラ枯れ被害の防除徹底などに挑戦することとしております。

次に 17 ページをご覧ください。

三つ目のプロジェクトですけれども、スマート林業技術等を活用した林業のデジタルシフトでございまして。

スマート林業という声は聞くけれども、どう活用すればいいのかよくわからないとか、スマート林業の応用技術みたいなものを身につけたいというような事業者からの声がございまして。

そこで、挑戦する内容としましては、航空レーザ計測により取得した森林資源解析データ、これを森林クラウド上で共有し、高度利用を進めると。

また、スマート技術によります林業の各生産段階における省力化・軽労化を進めると、また、技術を現場で実践指導できる技術者を育成することに取り組んでまいりたいと。

次に 18 ページをご覧ください。

ここから県産材の安定供給と利用の確保という四つ目のプロジェクトですけれども、県産材の需要を喚起する取組をお願いしたいとか、公共建

	<p>築における利用について、発注者側の理解醸成が進んでいないのではないかと、というような声をいただいております、品質・性能の確かな木材製品の供給体制の強化や建築士や建て主となる企業等を対象とした県産材の普及啓発、県産材利用に積極的に取り組む企業等の認定制度を進めることに挑戦したいと考えてます。</p> <p>次、19ページをご覧ください。</p> <p>次のプロジェクトは、林業を担う新たな担い手の確保・育成です。新規の雇用をしたいけれども確保が難しい、また、原木の入手のために山を買い集めているけれども、自ら森林整備に取り組んでみたいとか、また、他産業並みの労働条件や賃金水準が必須なのではないかとかというような声をいただいております、挑戦する内容としては、青い森林業アカデミーの継続的な運営、また、他業種などからの参入促進、それから、林業ベンチャーの育成、また、他産業並みの労働条件の確保や雇用環境の改善促進に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>最後、三つ目のプロジェクトですけれども、森林資源等を生かした山村の振興として、青森きくらげを通年で栽培したいとか、国産漆を安定的に入手したい、また、森林空間を活用して地域外から人を呼び込みたいというような声がございます。これに対応して、きくらげの通年栽培に向けた技術の開発・普及、それから、ウルシの育林技術の実証・普及、また、里山林の景観保全とあるとか地域外関係者の受け入れのための環境整備等に係る支援などに取り組むという方向を示しております。</p> <p>以上が次期青森県基本計画に基づく農林水産分野のアクションプランの概要となります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>資料5と6、今後の青森県の林業行政施策の基本となるというふうなものの説明でございます。ここはですね、協議事項というふうなことで、ちょっと時間を取っていただいておりますので、ぜひとも忌憚のないご意見を、林業の関係のことであれば何でも結構ですので、ご意見・ご質問よろしく願います。</p>
坪委員	<p>森林保全に関する現状と課題のところ、5ページのところなんですけれども、松くい虫やナラ枯れの被害に対して、伐倒くん蒸処理を行っていると思いますけれども、その作業を林業アカデミーの方でも実習で行っております。実際に作業してみて、大変な作業だなと痛感しました。こちらの方にその処理作業の効率化、省力化に向けた取組を行うということに記載されておりますけれども、どのようにして、効率化、省力化を図るのかを教えてくださいませんか。</p>

<p>森林整備 GM</p>	<p>森林整備グループマネージャーの近藤でございます。よろしくお願いいたしますします。</p> <p>ただいまのご質問は、伐倒くん蒸ですので、松くい虫・ナラ枯れ被害共通するようなお話だと思ってお聞きしておりました。一つはですね、西北地域県民局において、県単の重点事業で、重作業用のアシストスーツをメーカーの方からちょっとご提供いただいて、例えば、伐倒した丸太をはい積みして、シートをかけてくん蒸するのですが、全部作業を人力で行っておりまして、それが非常にきついというお話もありますので、そういう部分で最先端の技術を使えないかというようなことを今いろいろ試行錯誤したりしております。</p> <p>あとは省力化のためというよりは、効率的な駆除のためということになるので、特にナラ枯れの方はですね、被害が発生した先端地域の方では、確実に1本ずつ伐倒くん蒸を行います。深浦の南部のまん延した地域の方はですね、万本単位の発生になっておりますので、そういうところは、おとり丸太法と申しまして、要は、その激害地域の中に餌になるような、おとり丸太を設置して、そこに虫をおびき寄せて、他に被害が移っていかないような工夫をですね、新たな地域に被害が及ばないような対策を講じているところです。</p>
<p>坪委員</p>	<p>被害の状況がかなり進んでいるように思うのですが、現状のやり方で阻止するとか、今のやり方でこれ以上の被害を抑えるということはあるのでしょうか。</p>
<p>森林整備 GM</p>	<p>お答えします。松くい虫の方につきましては、ご存知のように発生しているのが深浦町の方でございます。そこは海岸林のですね、幅にすると狭い幅で虫の被害が入ってきておりまして、今、一進一退の攻防を続けていますが、そこはぜひ根絶というか、抑え込みたいと思っております。</p> <p>ナラ枯れ被害の方はですね、ご存知のように非常に虫の繁殖が早く、さらに被害の拡大のスピードが早いものですから、全国的にも抑え込めるところはないという状況です。また、薬剤散布をすればいいというお話もありますが、ナラ枯れの被害は、根元から2メートル程度の根系の方に多く入るので、空中からの薬剤散布が効かないというような悩みもございまして、ナラ枯れの方は、根絶というのは難しいかと思っておりますけれども、なるべく広がらないようにですね、国有林さんとも力を合わせて、徹底して対策を講じていきたいと思っております。</p>
<p>坪委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、どなたかいらっしゃいますか。 今日は、一言ずつお話していただくようにお願いします。</p>

大宮委員	<p>すみません。資料6の15ページ、ここに、子どもたちの声で、室内での勉強より現地で見て触った方がわかりやすいつてありますが、実際そうだと思います。自分の持ち山ですけれども、今年の7月頃にスギ100本、ヒバ50本ぐらい植樹しました。この写真にあるように、きちんと整備したところではありませんけれども、自分たちで下草を刈って、そこに穴を掘って、孫たちと一緒に植樹をしてみました。小学生・中学生の子どもたちですけれども、感動したっていうか、今年はすごく暑くて、ほとんど雨も降らなくて大変でしたが、5か月ぐらい経った今見ると、結構元気に育ってきていて、すごい生命力の強さっていうか、そういうのを感じました。子どもたち、すごく喜んでくれて、だから、そういう場をどんどん作っていただきたいな、県の方でも子どもたちを交えた、そういう活動しながら、子どもたちを育成していけば、今後また林業に対して関心を持つ子が育っていくんじゃないかなって、そういうふうに感じました。なので、その辺のところをお願いしつつ、どういう方向で進めていくのかなってちょっと聞きたいなと思ひまして、お願いします。</p>
企画GM	<p>どうもありがとうございます。ご自分の山に子どもたちと一緒に植樹されて、その苗木がすくすく育って、皆喜んでいるということで、大変こちらとしても嬉しいお話聞かせていただきました。</p> <p>県でも、緑の少年団とか、そういう子どもたちに対してですね、植樹活動とか、あと森林の整備や森林教室などですね、そういう森の大切さを教えつつ、興味を持ってもらうという取組をやっています。</p> <p>また、今年から、青森県緑化推進委員会さんが県民植樹祭というものをやっておりまして、県民どなたでも参加できるような植樹活動のイベントですので、そちらにもぜひ参加していただければと思います。今年は青森市であったんですけども、来年は三八地区の新郷村でやるというお話も聞いていますので、ぜひ、そういうものにも参加していただいて、林業にも興味を持っていただいて、将来にこの緑をつないでいていただければということで、県も支援して、後押ししていきたいと考えておりますので、いろいろとご協力よろしくお願ひいたします。</p>
大宮委員	<p>はい。村の方はね、なかなか伐採する人がいても、やはり皆さん高齢化とかそういう感じで、なかなか再生林できないような山もたくさんあるんですよね。そうすると、やはり山に木がないっていうのは、寂しいような感じを私たちも受けるので、どんどんそういうふうな、今は街の方でやられてると思いますけど、かえって田舎の方がそういうのは遅れていますので、そういうのを踏まえながらだんだん田舎の方でもそういう事業をやっていただけるようお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではその他、どなたかいらっしゃいますか。</p> <p>林業の関係って、私も林業関係者の一端ではありますが、林業のことってというのは、やはりなかなか難しく、私、製材所なものですから、林業の話で林業の用語が使われると、私、ドキッとしてしまうんですが、だからね、関係者でない方、建築の関係だとかそういう方々だとなかなか突っ込めない部分があるんじゃないかなというふうに思いますが、何かありませんか。はい、須藤さんどうぞ。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>私の方から一言。あの、今これ拝見して、問題点が本当によく整理されているなという感じでございます。</p> <p>実際、現場、特に丸太の流通と造林については何と言いますか、本気でやっているつもりでございますが、なかなかうまくいっていないところもでございます。ただ、よく言われる標語でですね「伐ったら植える」、昔は二つだったんですよ。今は四つに増えているじゃないですか、「伐ったら使って植えて育てる」というふうに「使って」が入っていますよね。多分どなたかが足したんじゃないかなと思っています。植えた後ですね、費用もかかるぞ、みたいなことで四つになっているんですね。でも最初はですね、「伐ったら植える」の二つだったんです。四つ入って、仲間がいっぱい集まることはいいのですが、「伐ったら植える」、これはですね、よく考えてみると、それをどうしようかって問題は非常によく整理されていると思うのですが、伐ろうと、この山伐るぞ、この山に植えるぞと決めるのは、山林所有者が決めますよね。ですから、伐る方はですね、いくばくかのお金になれば伐ります。ただ、再造林となれば、これはもう1回、事業に再投資して、伐採したときに、いい事業かどうかとこういうことも関係してくるんですよ。</p> <p>私が今、一生懸命やっている中ではですね、森林所有者を説得して、やれる仕組み、再造林についてですね、青い森再造林基金の援助事業もやっていますが、まだ不十分で、3割しか再造林されていないというところですね、問題点はこれでいいのですが、もうちょっと何と言いますか、山林所有者、特にある程度事業としてやれるぐらいの面積を持ってる人ですよ、一反歩では仕事になりませんので、森林組合は組合員資格が一反歩とか、非常に小さい集まりであってですね、それは工夫して取りまとめないと駄目なんです、ハードルが高いんですよ。ですから、そういう意味での少しまとまった山についてはですね、将来に期待を持っているようなところを、私も口で言って、案があるかという正直ないのですが、ただその中でできることを一つずつやっていくことが大事だと思います。</p> <p>あと一つ思うのは、この議題に関係なく、県民環境林ありますよね、私思うにですね、1万ヘクタールあって、所有形態が一反歩、二反歩の方の比率がものすごい高い中であってですね、あれは最低5ヘクタールありま</p>

	<p>すよね。ただ、その将来のことまで考えられなかったというか、時代があまりにも大きく変わって、ハードルがあって苦勞多いと思うんですが、あれに限らず、その類のですね、やれるところを大いに頑張って、何らかの成果を上げたいなと思っています。</p> <p>ただ、解決策もなく、いつも考えているだけの部分もありますが、森林組合連合会の方では木材市況について、何日かに1回報告するような形で動いてますが、今日現在ですと、丸太は少し動いてきています。ただ、価格はどうでしょうか、若干上がったかなというくらいのところですよ。その若干しか上がらない原因は、木材加工場のですね、出口がまだちょっとタイトかなという感じでございます。そういう環境を整えば、この問題点整理されてますのでね、思いっきり突っ込んで勝負だ、みたいなことになるんだろうと思いますが、今現状はそういう状態です。ただ山持ちの方、県の方もそうですが、非常に何て言いますか、状況の変化が激しく、それらの情報分析はできるんですが、その動きに合わせてやるのが非常に難しく、ある意味、頑張るつもりなんです、ご迷惑をかけてるかなというところもあるというような林業の現状でございます。</p> <p>ただ、大事なことは山を伐ったら再投資できる環境を作ることが大事ではないかと、その案については一緒に検討しましょうと言いますか、変ですが、良案はないです。ただやってみたいようなことはいろいろありますが、そういう状況であろうと思っております。現場の近くにいる立場からの意見として、ちょっと話は取り留めもなかったんですが、ということで参考意見として申し上げたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	はい、ありがとうございます。何かございますか。県の方でも何かありますか。
森林整備 GM	<p>森林整備グループマネージャーの近藤でございます。</p> <p>今の須藤委員からのお話は、ごもっともなご意見ということで承っております。基本的なラインといたしまして、意欲のある森林所有者の方は森林組合等に入って、計画的に森林経営計画を立てて、造林補助金、これ国庫補助ですけれども、68パーセントの補助を基本もらってですね、森林経営していらっしゃる。一方で、今お話があったように、その小さい面積の方というのは単体で施業を伐採業者さんをお願いしても、コストがかかってしまうので、県の方では今年度から、ご案内のとおり、県単の予算で、森林経営計画をなかなか立てられないような状況の森林所有者さんに対して、森林組合等の施業者の方々が働きかけをしていただいて、集約化していただいてですね、それに対して造林補助金並みの補助をして、再造林していただくというような取組を実施しております。加えて、昨年ですね、森林経営プランというものを須藤委員にも参画いただいて、立案しております。こちらの方ではそれぞれの山に適したですね、一律スギを</p>

	<p>植えるのではなくて、南部地方であればアカマツが適した地域にアカマツとか、あと最先端でいえば早生樹のキリを植えていきたいとかそういう山主さんとかですね、そのそれぞれの山の現状に応じた経営プランを立てまして、それでコストを下げて、より多くの収益を得て、もう一度山づくりをしていきたいと思いますということを働きかけていきたいと思っております。以上です。</p>
須藤委員	<p>今お伺いしたやつの中の、あの計画云々とかですね、それは大いに期待しております。ただ、私が言ってるのはその方法のそれが悪いというのではなくて、結果として森林所有者の林業が事業としての、ものを持てるかどうかということを行っているわけでありまして、今おっしゃったようなことは本当に感謝しております。ただ、画期的な形で、周りの人も含めてですね、丸太が高く、安定して売れて、造林しても手取りが残るような形、時間もかかるし、あれですけども、それに向かっていこうかなと、こういう思いであります。足元でできることを一生懸命やられていることについては、本当に深く敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。ちょっと言葉不足でした。</p>
議長	<p>その他どなたか、伊藤委員、何かございますか。</p>
伊藤委員	<p>ありがとうございます。再造林について、令和10年に再造林率40パーセントを目指すという計画になっていますが、青森県の民有林の人工林をどの水準で維持しようとしているのかという点で、何か非公式なものでもいいのですが、目安を持っていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>というのも、多分これ、再造林率4割ぐらいだと再造林面積600ヘクタールくらいかなと思うのですけれども、それを50年植え続けても3万ヘクタールにしかならないわけですよ。たぶん、今の青森県の伐採面積は1,500ヘクタールくらいですかね、20年で伐っちゃうっていう面積であって、そうすると再造林率というよりは、人工林の水準をどこで保つか、将来にわたってどれぐらいの資源を作っていこうとするのかということの方が大事になってくるのではないかと思ったものですから、何か議論されているようなことがあれば教えていただきたいなというふうに思います。</p>

森林整備 GM	はい、お答えします。県の基本方針等で掲げている再造林率は40パーセントでございます。これも向こう5年間ですね、この率を掲げていこうということにしております。過去に、令和元年度になるのですが、試算した範囲では、この40パーセントの再造林率で推移した場合、40年後には民有林の資源量は55パーセントまで減少しますが、国有林さんの方が、再造林率ほぼ100パーセントになっておりますので、全体の資源量といたしますと、本県の国有林率は64パーセント程度ですので、全体の資源量は90パーセント程度確保できるのかなという予想をしております。また、100年後にはですね、民有林の資源量は減っていくわけですが、国有林さんの方の資源量が多いという状況がございますので、その場合でも7割は資源を確保していけるのかなという見込みを立てております。
議長	よろしいですか。
伊藤委員	はい。
議長	小又さん、どうぞ。
小又委員	ずっと回ってみますとですね、いかに放置されている森林が多いのかと感じていまして、これちょっと間伐したら相当いい木になるのではないかなというのはいっぱいあります。おそらく採算性の問題とか様々あると思いますけれども、実は七戸町ではカーボンゼロを宣言していまして、再生可能エネルギーということで今いろいろ考えていますけれども、木質バイオマスのチップ工場、これ非常に興味がありましてですね、ただ、はたしてそれやったときに、あれはどれぐらいのエネルギーというか力があるのかと、大して出ないのではないかなというような気がしています。もちろん工場を建てるためには相当なお金がかかりますしね。この辺ちょっと見てみたいと思うんですけども、こういったものに対しての何か支援措置とかそういったものはあるのでしょうか。
林産振興 SM	はい、林産振興グループサブマネージャーの工藤です。 バイオマス発電施設に対する補助事業ということでよろしいですかね 国の方で、木質バイオマス活用に関する補助制度はあるのですが、経済産業省のFITの認定を受けたバイオマス発電は、経済産業省の補助が入っているという考え方になるのかと思うのですが、林野庁の方でFIT関係の木質バイオマス発電に対する補助金はありません。 ただ、木質チップボイラーとかペレットストーブとか、そういうものについての補助事業はございます。 なお、チップ製造施設についても、供給先がFIT関係のバイオマス発電所に出すものとちょっと補助率とか制限がかかってくるのですが、バイオマス燃料としてのチップ工場を作る補助事業は林野庁の方でございます。
議長	よろしいですか。
小又委員	はい。

議 長	その他ございますか。宮川さん何か。
宮川委員	資料の中でも、建築基準法改正っていうところが出ていましたが、実際、2025年に法改正が行われて、一般住宅でも構造計算が必要になります。そこで、国の方からエクセル様式の簡単な構造計算の計算表というのが配布されたのですが、ちょっと入力をして計算してみると、実際、材種によって木の径っていうのが変わってくる。当然かと思いますが、そこで入力していくとやはり外材であるホワイトウッドとかであれば、105角でいいよって出るのですが、強度の弱い木を入れると、150角を使わなきゃいけないってなりまして、そうなるとなかなかスギ材を利用するっていうのは難しくなってくると思います。実際、私たちも平成22年頃から植樹をさせていただいて、スギの植樹をしているもので、将来的に長い目で見ると、スギ以外のものでも強度を持った樹種の植樹をしていった方がいいのかなと今、話を聞いて思いました。何か地域、青森にあった植樹用の樹種っていうのは、強度のあるものであったりしますか。来年何を植えたらいいか悩んでいるので。
森林整備 GM	材の強度からいきますと、スギよりもマツの方が強度はあるということでございます。よく集成材で使う場合には、スギだけで足りない場合はですね、ハイブリッドと申しますか、カラマツとかマツを混ぜて、挟んでですね、やっていただくこともあるのかなというふうに思っております。 私の経験上の話になるのですが、公共建築物でですね、板柳中学校とかいろいろやってきたところはあるんですけども、そういう場合、使っていただくときに、材のボリュームがかなりかかりますので、それは県森連さんとか整備協さん、国生協さんとか丸太を大きく扱う方と会議を作りましてですね、そこでどこの山の木を使うかというところで、その山の材の強度をちょっとサンプル的に取っていただいて、県内で引いていただいて、足りる足りないというところをチェックしながら、使っていた事例はございました。
宮川委員	ありがとうございます。強度調べてからとなると、なかなか工事するまでの期間かかりそうなので、はい。参考にさせていただきます。
議 長	はい、今さん何かございますか。何でもかまいません。
今委員	ありがとうございます。そうですね、私の仕事は林業の中でも、特殊伐採専門という形で行わせていただいています。ですので、造林ですとか植樹というところには今一步踏み込んでいけないかなとは思ってはいたんですけども、ただお仕事として受けさせていただいている民間の山ですけども、地権者の方が現場を見に来られることが多々ありまして、お話を伺ってみると、伐った後、どうするんですかというようなお話をさせていただくと、自分の代でこの山はもう手放すというお話の方が多くてですね、やはり自分の年齢ですとか、あと自分の子孫といいますか、例えば大きいおうちでお子さんですとかお孫さんと一緒に住んでいらしても、やは

	<p>りその子たち、孫たちに山やってくれてというのがちょっときついで、言えないというお話の方が多かったです。なので全部が全部ではないのですけれども、植樹をなさるといふ方もわずかにいらっしゃいましたが、ほとんどが伐った後はそのまま自然に任せて、林に森にしていきたいというお話をする方の方が現段階では多かったなという印象を受けていました。</p> <p>それも踏まえてちょっと考えていたのですけれども、国の方針としてスギだけではなくマツですとか、様々な樹種を組み合わせる混交林ですね、それを推進していきたいということを前回、前々回の審議会かな、その時点からお話を伺っていたので、それについて、国の方で花粉症対策も真剣に考えてくださっているということでしたが、今、現段階で私が花粉症を発症していないもので、どれだけつらいのかちょっとわからないのですが、やはりつらいですかね。コンテナ苗という苗の作り方をこれからしていくということがこちらの資料6の4ページの方にも書いておりましたけれども、こちらを見ておまして、例えばですが、現段階で植林のために出荷している苗ですね、その中で花粉症対策の苗が、何割ぐらいまで増えているというのはおわかりになりますでしょうか。もしわかったら、教えていただきたいと思います。</p>
<p>森林整備 GM</p>	<p>県内で今作られている苗木はですね、年間 200 万本程度となっております。このうち、花粉症対策の苗木というのが現段階で3種類程度ありまして、少花粉スギという花粉の少ない苗木ですね、あと無花粉スギというのがありまして、これはもう全く花粉が出ないもの、あと、スギ花粉の量が2分の1程度になる特定母樹という苗木もございまして、こちらは花粉の量が2分の1というだけではなくて、成長量が従来品種と比べて1.5倍という従来エリートツリーなどと言われてたものですが、こういう苗木の種を採る採種園を造成しております。</p> <p>現在、県内で出回っているのが、少花粉スギが3万本程度出回っておりまして、そのほとんどは国有林さんの方で使っていただいているという状況でございます。今後の見通しですけれども、この花粉の量が2分の1以下で成長が1.5倍の特定母樹という苗木はですね、来年度から苗木を育てる業者さんへの種子配布が始まるということになっていまして、2年ほど苗木屋さんの方で育てた上で市場に出ますので、皆さんの方でお植えになれるのは令和8年度以降かなという形です。あと、花粉症対策に関しては考え方変えてですね、スギだと花粉減らしていく感じになるのですが、スギ以外の樹種を植えていくという考え方もございまして、先ほどもお話あった強度の強いカラマツなども集成材などで引き合いがありますので、こちらのカラマツ種子は、令和10年度から供給を開始しますので、山に植えられるようになるのは令和12年度頃からかなというような状況になってございます。</p>
<p>今委員</p>	<p>長期的に考えていただいているのがよくわかりました。ありがとうございます</p>

	いました。
議長	それでは村上委員、何かお願いします。国有林の立場からでもけっこうです。
村上委員	<p>そうしましたら、大きく二つほど、一点目は話題になっている再造林の関係で、ちょっと私も認識がなかったのですが、資料にも書いているコンテナ苗が基準に満たず出荷できない苗木も多く発生などということが、こういうことも課題だったのだなと改めて再認識したところでした。我々は苗木を使う側として再造林をやらせていただいています、県の方々が技術習得の支援とかもやられているということで、引き続きその辺はよろしくお願いしますということ、我々が事業を円滑に進めていく点では、直接的なこういう支援じゃないのですけれども、需給調整会議とかで仕事が円滑に進むようにはやらせていただいていますので、引き続きそういう仕事が円滑に進むような協力は惜しみなくいくらでもやらせていただこうと思いますので、よろしくお願いしますということです。</p> <p>それから二つ目は、民有林・国有林それぞれ役割分担しながら仕事をさせていただいています、いろいろな分野で協力させていただいているところです。引き続き、そういう協力方、我々も一緒にやらせていただこうと思います。よろしくお願いしますということですけれども、具体的に言うと、特に病害虫とか災害の関係ですね。経常的に取り組んでいるようなものは、やり方が出来上がっていて、いろいろと連絡調整会議みたいなものがありますけれども、病害虫とか災害というのはコントロールできずに突発的にボンとあって、すぐにそこをしなくちゃいけないというような、やりにくい面があります。ただし、すぐにやらないと大変というのはあるかと思しますので、昨年8月の大雨でも県の治山さんとか、林務の方、土木の方とも一緒に連携していろいろ現場でやらせていただいたこともありますので、引き続き何かあれば一緒にいろいろやらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。特に質問・意見ではありませんので、お答え・コメントは結構です。引き続きどうぞよろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。私からちょっとだけ。</p> <p>私のお客さんですね、奈良のお客さんですが、ヤング係数75のスギを育てているという方がいらっしゃいます。かなり大きい山を持っている方で、社員研修のときに山を歩いて、1週間かかるというようなくらい大きい山を持つて、ちゃんとした山林経営ができているというのと、そういう実験場所があるというのは確かにあるんですが、戦略的にヤング係数75のスギができるとすれば、それを設計に入れば、もうそこしかないっていう独占的な販売もできるっていう、そういうちょっと戦略的な部分、林業の経営の部分にそういうふうなことが必要ではないかというふうなことがまずあります。</p>

それからもう一つ、先週の木曜日から石川県の輪島に行っていました。3日間くらい。能登ヒバの視察というよりも、勉強に行ってきた。山を見せてもらって、能登半島ほとんど回りましたけれども、青森ヒバと違うのは、マアテ、カナアテ、クサアテとか種類があるのですが、その種類ごとにやっぱりちょっと違う。質が違います。違うところもあるし、似たところもあるというふうなことで、ほとんど人工林ですから、青森のヒバよりは年輪が粗いですね。だいたい、伐採する木もそんなに太いものはない。ただ青森ヒバを考えると、青森のヒバも県内ほとんど手が入っていますので、その後に出てきたヒバっていうのは、伐採してみると人工林に近いような年輪の粗いようなヒバというのも結構ありますから、どっちかという南部方面の比較的平地に光が当たってすくすくと育った青森ヒバというのは年齢が粗くて、いい面も悪い面もあるのですが、というふうながあります。この青森ヒバをやはり県としても何か生かす方法がないのかなと、国有林だからって何となく別にしてるような部分があるのですが、戦略的にもう少しこの青森ヒバを生かした形、私が能登半島に行ったのは能登ヒバとコラボできないかなっていうふうなのがあって行ってきたところ。今ちょっと注文で沖縄の首里城の内装が青森ヒバを使っています。相当な量ですね。相当な量だけれども、供給量というのは決まってるし、それから、5年計画で進んでいますので5年計画の範囲内であれば東北森林管理局としても融通してくれるという、融通を利かせてくれると、それは非常にありがたいのですが、大体今700万立方メートルの蓄積量があるとすれば、700万立方メートルの中から選ぶということはできないとすると、やっぱりヒノキに負けますね。植林したヒノキですが、150年生ぐらいになると、8メートル、60センチメートルくらいの丸柱が120本というのは、5か月で揃うというふうなことで、青森ヒバだとたぶん3年後か5年くらいかかるか、それともできないかというような、そのくらいの差がある。今、沖縄の首里城というのは初めてヒノキアスナロっていう名前が文化財の土俵に乗った。今までは青森ヒバは全然土俵に乗らなかったのですが、それが初めてその土俵に乗ったっていうようなことで、非常にありがたい話だろうし、今後文化財をやるときにヒノキかヒバかというような、選択肢の中には何とか入りたいなど。そのためには、やはりある程度そういう物件に対する供給量だとかっていうようなのも問題になるので、能登の方も石川県の県木として県が一生懸命PRしているが、あれもまた、供給量が限定される中では限界があるというふうなことから、逆に言うとヒノキアスナロって同系である程度の量が確保できるのは能登と青森しかない。しかも青森ヒバに、能登ヒバはもう勝っている。能登ヒバの伐採量がどれほどかということ年間1万2,000立方メートルあるそうです。今の青森ヒバとほぼ一緒か、むしろ伸びている。そういう意味では、青森県も青森ヒバというものを、もう少しどういうふうな将来的に

	<p>生かしたらいいのか戦略的に考えた方がいいのではないかなというご提案です。返答はおりません。以上です。</p> <p>どなたかございますか。ほかにご意見ありますか。</p> <p>はい、それではちょうど時間ちょっと過ぎましたので、続いて報告事項に入りたいと思います。ご説明をお願いします。</p>
工藤課長	<p>はい、資料の7でございますけれども、森林・林業施策の取組というこの資料に基づいて説明いたしますが、これまで様々説明をしてきた内容と重複しますので、この取組の中の1の(4)、本県の森林における開発の動向について、この1点のみ説明させていただきます。</p>
森林環境 GM	<p>それでは、森林環境グループの中嶋と申します。保安林における開発についてご説明いたします。</p> <p>令和4年度の保安林の指定の解除状況、令和4年度の保安林の指定の解除件数と面積は、県全体で6件、1ヘクタール、全て道路用地として解除しております。</p> <p>なお、現在十和田市で計画されている(仮称)惣辺・奥瀬風力発電事業など、ここは牧場もあるのでございますけれども、牧場を除くと大部分が保安林であり、事業を実施する場合は保安林の指定の解除手続きが必要となってきます。下の解除の実績につきましては、10年間でこのように解除がされているということで説明は省略させていただきます。</p>
森林計画 GM	<p>続きまして、森林計画グループの関口と申します。</p> <p>12ページの普通林における開発について説明させていただきます。</p> <p>(1)の令和4年度林地開発許可の状況ですけれども、令和4年度は新規許可が1件ございました。開発目的は岩石採取、場所は平川市、許可面積は2.5978ヘクタールでございました。次に(2)の林地開発許可の実績でございますけれども、平成25年度から令和4年度までの10年間で、87件、780ヘクタールの林地開発許可がございました。以上です。</p>
議 長	<p>資料7についてご説明がありました。何かご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。県の方からも何か。いいですか、よろしいですか。</p> <p>はい、それでは委員の皆様、大変お疲れ様で活発なご意見ありがとうございました。県においては各委員から出されました意見・提言などを今後の森林・林業施策の参考とされますようお願いを申し上げます。これをもちまして議事を終了いたします。大変お疲れ様でした。</p>
司 会	<p>齋藤会長どうもありがとうございました。</p> <p>それでは次にその他としまして、何か皆様からございませんでしょうか。ないようですので、これで閉会といたします。閉会に当たりまして、及川農林水産部次長から挨拶があります。</p>
及川次長	<p>委員の皆様におかれましては、活発なご審議ありがとうございました。本日いただきましたご意見、ご提言、これをですね、しっかりと受け止め、</p>

	<p>今後の取組に生かしていきたいと思っております。冒頭、斎藤議長がおっしゃられたようにですね、林業を取り巻く環境、非常に厳しい中にありましても、県として取り組むべき道筋をしっかりと示す必要があるものと考えております。</p> <p>特に、今回お示ししましたアクションプランでは、これまで築いてきました本県林業の価値や強み、人的ネットワークなども最大限生かしながら、新しい時代を切り拓くことに挑戦する内容としていきたいと考えております。委員の皆様には、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>年の瀬を迎えまして、皆様お体御自愛の上、良い年をお迎えください。今日はどうもありがとうございました。</p>
司 会	<p>これもちまして、第88回青森県森林審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>

第88回青森県森林審議会の顛末については、前記議事録のとおり相違ないことを証明します。

令和6年 1月29日

委員 下久保仁志

委員 須藤廣明